

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 令和 6 年度 4 月から予定されている計画相談支援・障害児相談支援の報酬改定及び制度改正内容について掲載しています。
- 掲載内容は令和 6 年 2 月 6 日現在のものとなります。国から修正等の情報が提供される可能性があります。
- 報酬改定に伴う加算等の届け出に係る手続きについては、後日お知らせします。

1 基本報酬の見直し

- 基本報酬の引き上げ
 - ・特に支援の質の高い相談支援事業所の整備を促進するため、機能強化型（Ⅰ）～（Ⅲ）算定事業所については、算定要件※を追加した上で基本報酬を引き上げる。
- ※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」
- ※令和 7 年 3 月 31 日まで経過措置あり

2 質の高い相談支援を提供するための各種加算の見直し

- 主任相談支援専門員配置加算の見直し
 - ・地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合にさらに評価。
- 地域体制強化共同支援加算の見直し
 - ・算定対象事業所を追加

3 医療等の多機関連携のための加算の見直し

- 医療等の多機関連携のための以下の加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加、算定要件などの評価の見直し（拡充）
 - ・医療・保育・教育機関等連携加算
 - ・集中支援加算
 - ・入院時情報連携加算
 - ・退院・退所加算
 - ・居宅介護事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算

4 高い専門性が求められる者の支援体制

- 医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所をさらに評価するため以下の加算を見直し、又は新設。
 - ・要医療児者支援体制加算（見直し）
 - ・行動障害支援体制加算（見直し）
 - ・精神障害者支援体制加算（見直し）
 - ・高次脳機能障害支援体制加算（新設）

5 相談支援に従事する人材の確保

- 「相談支援員」の位置づけを見直し
 - ・機能強化型の基本報酬を算定している事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置を可能とする。
 - ・この相談支援員は、サービス等利用計画の原案の作成やモニタリング業務を行うことができる。

6 ICTの活用等

- 居宅訪問が要件の以下の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
 - ・初回加算
 - ・集中支援加算
 - ・居宅介護支援事業所等連携加算
 - ・保育・教育等移行支援加算

7 障害児相談支援におけるこどもの最善の利益の保障、インクルージョンの促進

- ・障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益を優先考慮のもとで、障害児支援利用計画の作成、サービス担当者会議の実施を進めること及び障害児支援利用計画の作成や必要な情報の提供・助言等の援助を行うにあたって、インクルージョンの観点を踏まえること等、インクルージョンの促進に努めることを運営基準において事業所に対し求める。

8 地域生活支援拠点等の機能の充実

- 地域生活支援拠点等機能強化加算の新設
 - ・地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。
- 緊急時対応加算の見直し
 - ・関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。

9 意思決定支援の推進

【計画相談支援のみ】

- 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの内容を指定基準や解釈通知へ反映
- 指定基準においてサービス担当者会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き本人参加を原則とする。

10 障害者虐待防止の推進

- 虐待防止措置未実施減算の新設
 - ・令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の事業所に対して、基本報酬を減算（所定単位数の1%）する。

11 個別支援計画の共有

- 各障害福祉サービスの個別支援計画について相談支援事業所にも交付しなければならない。

12 人員基準における両立支援への配慮等

- 人員基準や報酬算定における「常勤」要件および「常勤換算」要件の見直し
 - ・「常勤」「常勤換算」の計算に当たり、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って短時間勤務制度を利用する場合、週30時間以上の勤務で「常勤」、「常勤換算1」として扱うことを認める。

1.3 障害福祉現場の業務効率化を図るためのICTの活用等

○テレワークの取り扱いを明確化

- ・管理者について、管理上支障が生じない範囲内においてテレワークを行うことが可能であることを示す。また、管理者以外の職種又は業務について、テレワークについて具体的な考え方を示す。

○管理者の兼務範囲の見直し

- ・管理者の責務として、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を常時適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことを示しつつ、訪問系サービス等の管理者について、こうした責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、同一敷地内等に限らず兼務できる旨を示す。

1.4 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

○業務継続計画未策定減算の新設

- ・感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算（所定単位数の1%）する。

※計画相談支援、障害児相談支援は令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

1.5 情報公表未報告の事業所への対応

○情報公表未報告減算の新設

- ・利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対して、所定単位数の5%を減算する。
- ・都道府県知事等は、指定の更新の際に事業所から情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

1.6 その他

- ・支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる。